

議 会 改 革 検 討 委 員 会
最 終 答 申 (案)

令和 4 年〇〇月〇〇日

小 田 原 市 議 会
議 会 改 革 検 討 委 員 会

議会改革検討委員会における検討の経過と結果

小田原市議会議長

大 川 裕 様

議会改革検討委員長

加 藤 仁 司

本市議会は、議会改革制度の推進に努め、より一層「開かれた議会」を目指すため、諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行うことを目的に、令和3年11月30日に本委員会を設置した。

同日開催した委員会においては、議長から「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」、「その他、議会改革に関すること」の諮問を受けた。

そこで、本委員会では、議長からの諮問事項を検討の対象とするとともに、各会派から諮問事項に即した議会改革の検討項目の提案を受け、その提案項目を検討するか否かについて協議することとした。

令和4年6月29日には、中間答申とすべきとした項目の協議が終了したので、議長宛て中間答申を行った。

この度、全ての項目の協議が終了したので、下記のとおり報告する。

記

1. 設置経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
2. 検討項目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
3. 開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
4. 検討結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12ページ
5. 議員定数の変遷及び近年における検討経緯・・・・・・・・・・40ページ
6. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43ページ

1. 設 置 経 過

(1) 目 的

議会基本条例において、本市議会が目指すもの、努めるものである「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」及び「市民に分かりやすい議会」について、「行政監視機能」及び「政策立案機能」の一層の強化を図るとともに、「市民に開かれたより透明性の高い運営」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な検討を行うことを目的として、「議会改革検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(2) 委 員

委員長	加	藤	仁	司
副委員長	安	野	裕	子
委員	篠	原		弘
同	鈴	木	美	伸（令和4年5月18日から）
同	鈴	木	紀	雄
同	楊		隆	子
同	田	中	利	恵子
同	俵		鋼	太郎（令和4年7月26日まで）
同	池	田	彩	乃（令和4年7月27日から）

(3) 設置期間

検討委員会の設置期間は、令和3年11月30日から協議終了までとする。

(4) 所管事項

検討委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長宛て答申及び提言を行う。

ア 調査検討事項

(ア) 議長から諮問された事項

(イ) その他議会改革を推進するために必要な事項

(5) 実効性の確保

検討委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申及び提言内容の実効性の確保に努めるものとする。

(6) 作業スケジュール

検討委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

(7) 調査検討事項の委任

検討委員会で実施を決定した事項の具体的な方法については、必要に応じて各種委員会へその検討を委任することができるものとする。

(8) 調査検討事項の取りまとめ

ア 速やかに実施すべきもの、予算措置が必要なものなどについては、必要に応じて中間答申を行うものとする。

イ 令和4年10月までに、議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。

2. 検討項目一覧

〔議長からの諮問事項〕

- (1) 議員定数
 - ア 議員定数について

- (2) 本会議・委員会運営
 - ア 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

- (3) 議員提案政策条例
 - ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

〔代表者会議からの提案項目〕

- (1) 議員報酬及び政務活動費
 - ア 政務活動費交付額の削減について

〔会派からの提案項目〕

- (1) 議員報酬及び政務活動費
 - ア 政務活動費と議員報酬について
 - イ 常任委員会等委員長手当について
 - ウ 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)

- (2) 議長・副議長選挙
 - ア 議長・副議長選挙における所信表明について(副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)

- (3) 議会選出監査委員
 - ア 議会選出監査委員の選任について
 - イ 議会選出監査委員の選任における所信表明について(所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)

(4) 本会議・委員会運営

- ア 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について
- イ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）
- ウ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について
- エ 委員会におけるオンライン会議の導入について

(5) 請願及び陳情

- ア 請願環境の整備について
- イ 陳情の取扱いについて

(6) 議事録

- ア 議事録電子化の推進について

3. 開催状況

開催日	協議事項
(第1回) 令和3年11月30日	1 協議事項 (1) 委員長・副委員長の互選について <hr/> (1) 副委員長の互選について (2) 座席の指定について (3) 今後の進め方について (4) 次回の開催日程について
(第2回) 令和4年1月18日	1 協議事項 (1) 検討項目について (2) 次回の開催日程について
(第3回) 令和4年2月15日	1 協議事項 (1) 座席の一部変更(追加) (2) 検討項目について (3) 次回の開催日程について
(第4回) 令和4年4月21日	1 協議事項 (1) 諮問事項の取扱い等について (2) 今後のスケジュール(案)について (3) 検討項目について ア 議員提案政策条例の体制づくりについて イ 議員定数について ウ 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について) エ 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)で

	<p>の「一問一答方式」の採用について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>カ 常任委員会における報告事項の整理効率化について (文書質問制度の採用について)</p> <p>キ 委員会におけるオンライン会議の導入について</p> <p>ク 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地視察のあり方について</p> <p>ケ 陳情の取扱いについて</p> <p>(4) 次回の開催日程について</p>
<p>(第5回)</p> <p>令和4年5月26日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 議席の一部変更 (追加)</p> <p>(2) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 政務活動費手引きの見直しについて (インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)</p> <p>エ 全ての会議 (代表質問・一般質問の1回目を除く) での「一問一答方式」の採用について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>カ 常任委員会における報告事項の整理効率化について (文書質問制度の採用について)</p> <p>キ 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地視察のあり方について</p> <p>ク 陳情の取扱いについて</p> <p>(3) 次回の開催日程について</p>

<p>(第6回) 令和4年6月29日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 中間答申(案)について</p> <p>(2) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)での「一問一答方式」の採用について</p> <p>エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)</p> <p>カ 陳情の取扱いについて</p> <p>(3) 次回の開催日程について</p>
<p>(第7回) 令和4年7月22日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)での「一問一答方式」の採用について</p> <p>エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)</p> <p>カ 陳情の取扱いについて</p> <p>(2) 次回の開催日程について</p>

<p>(第8回) 令和4年8月26日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 検討項目について</p> <p>ア 議員提案政策条例の体制づくりについて</p> <p>イ 議員定数について</p> <p>ウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について</p> <p>エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p> <p>オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）</p> <p>カ 陳情の取扱いについて</p> <p>(2) 次回の開催日程について</p>
<p>(第9回) 令和4年10月14日</p>	<p>1 協議事項</p> <p>(1) 最終答申（案）について</p>

【第1回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「委員長・副委員長の互選」、「座席の指定」、「今後の進め方」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「今後の進め方について」では、「議事の取扱いについて」の確認とともに、「本委員会の傍聴について」、「市議会ホームページによる委員会の事前周知について」、「委員会議事録・映像配信の取扱いについて」及び「代理議員の出席について」の協議を行った後、議長が、「本委員会への諮問事項」、「議会改革検討委員会を進めるに当たっての基本的な考え方」及び「委員会の活動の考え方」についての説明を行った。
- ・今後、諮問事項の具体的な協議に入るに当たり、諮問事項についての法的な位置づけや、従前での検討経緯などを加えた資料を作成し、提示することとした。

【第2回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。

- ・「検討項目について」では、諮問事項についての法的な位置づけ、従前での検討経緯、現状や課題等を記載した資料を基に、趣旨確認を行うとともに、次回から、諮問事項の具体的な協議に入るに当たり、「諮問事項に対する各会派の考え方」を聞くため、調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第3回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「座席の一部変更」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、諮問事項ごとに「考え方」の発表を行うとともに、その取扱いについて協議を行い、「さらに具体的な協議を行う」とするか「現状の扱いのまま」とするかを決定した。

【第4回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「諮問事項の取扱い等」、「今後のスケジュール（案）」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「諮問事項の取扱い等について」では、前回までの本委員会での協議結果の振り返りを行い、全17件の諮問事項のうち「さらに具体的な協議を行う」となったものが9件、「現状の扱いのままとする」となったものが8件であることを確認するとともに、「さらに具体的な協議を行う」となった9件については、他の委員会に具体的協議を委任するのではなく、本委員会で協議を進めることを決定した。
- ・「今後のスケジュール（案）について」では、最終答申の提出に至るまでの本委員会のスケジュール及び中間答申を行うことを決定した。
- ・「検討項目について」では、「今後のスケジュール（案）について」での決定にのっとり、5件の諮問事項について協議を行い、「委員会におけるオンライン会議の導入について」は方向性を決定し、「議員提案政策条例の体制づくりについて」、「議員定数について」、「政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）」及び「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」の4件は調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第5回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「議席の一部変更」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、前回の本委員会で決定したスケジュールにのっとり、8件の諮問事項について協議を行い、「政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）」及び「予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について」は方向性を決定し、「全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について」、「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」及び「常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）」の4件は調査票を配付し、各会派持ち帰りとした。

【第6回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「中間答申（案）」、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「中間答申（案）について」では、中間答申（案）について協議を行い、本書を本委員会の中間答申として決定した。
- ・「検討項目について」では、令和4年4月21日の本委員会で決定したスケジュールにのっとり、6件の諮問事項について協議を行った。

【第7回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、6件の諮問事項について協議を行った。

【第8回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、「検討項目」及び「次回の開催日程」についての協議を行った。
- ・「検討項目について」では、6件の諮問事項について協議を行い、「議員提案政策条例の体制づくりについて」、「議員定数について」、「全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での『一問一答方式』の採用について」、「常任委員会における報告事項の審査時間の確保について」、「常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）」及び「陳情の取扱いについて」の6件全ての方向

性を決定した。

【第9回 議会改革検討委員会】

- ・この委員会では、最終答申（案）についての協議を行い、本書を本委員会の最終答申として決定した。

4. 検 討 結 果

(1) 議長からの諮問事項

ア 中間答申すべき検討項目

- (ア) 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について
・・・①

イ 中間答申以外の検討項目

- (ア) 議員定数について・・・②
- (イ) 議員提案政策条例の体制づくりについて・・・③

(2) 代表者会議からの提案項目

ア 現状どおりとする検討項目

- (ア) 政務活動費交付額の削減について

(3) 会派からの提案項目

ア 中間答申すべき検討項目

- (ア) 政務活動費手引きの見直しについて(インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について)・・・④
- (イ) 委員会におけるオンライン会議の導入について・・・⑤

イ 中間答申以外の検討項目

- (ア) 全ての会議(代表質問・一般質問の1回目を除く)での「一問一答方式」の採用について・・・⑥
- (イ) 常任委員会における報告事項の整理効率化について(文書質問制度の採用について)・・・⑦
- (ウ) 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について・・・⑧
- (エ) 陳情の取扱いについて・・・⑨

ウ 現状どおりとする検討項目

- (ア) 政務活動費と議員報酬について
- (イ) 常任委員会等委員長手当について
- (ウ) 議長・副議長選挙における所信表明について(副議長選挙での所信表明の実施、所信表明の市民への公開について)

- (エ) 議会選出監査委員の選任について
- (オ) 議会選出監査委員の選任における所信表明について（所信表明の実施、所信表明の市民への公開について）
- (カ) 請願環境の整備について
- (キ) 議事録電子化の推進について

検討項目 ① 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地査察のあり方について

(1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、予算特別委員会現地視察については、「実施について都度協議するもの」とされ、また、決算特別委員会現地査察については、「委員会審査終了後に実施し」と規定されている。

しかし、近隣市では、現地視察及び現地査察が実施されていないことが多いため、その意義と効果を検証する必要があることから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

○予算特別委員会現地視察

- ・特になし

○決算特別委員会現地査察

- ・特になし

(第5回委員会)

○予算特別委員会現地視察

【現行のまま（都度協議）とする意見】

- ・予算に計上されている数字と現場との整合性を図るために、必要であると考えるが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である。「予算特別委員会」という委員会が設置されていることを踏まえると、委員会として委員全員で対象を視察し、共有する

ことは非常に大事である。

- ・過去、現地視察によって、経費の使途に疑問が生じ、否決になった案件もある。
「実施しない」と決定することは簡単であるが、委員全員が同じものを見て、同じ考えを持つことも必要であると考えてるので、「都度協議」の形は残しておきたい。

【実施しないとする意見】

- ・必要だと思う会派や議員個人による視察で対応すればよい。
- ・「原則として実施しない」という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である。
- ・予算については、まだ執行がされていないことから、現地を視察してもあまり意味がない。

○決算特別委員会現地査察

【現行のまま（必須）とする意見】

- ・決算に計上されている数字と現場との整合性とを見るために、必要であると考ええるが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である。
- ・決算については、書類等の審査のみにとどめずに、予算執行についての結果を確認する必要があるという考えから、現地査察を行うべきである。

【都度協議とする意見】

- ・決算の場合は、認定についての審査であるため、その都度協議して、決定すればよい。
- ・必要があれば、現地査察できる状況は残しておきたいと考えることから、「都度協議」と記入した。

【実施しないとする意見】

- ・「原則として実施しない」という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である。

(3) 検討結果 ※下線箇所は検討結果の主たる部分を示す(以降の検討項目でも同様)

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、予算特別委員会現地視察については「原則として実施しない」、決算特別委員会現地査察については「現行のまま(必須)」との結論に至った。

検討項目 ② 議員定数について

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員定数については、地方自治法の改正により、人口で議員数の上限を定める法定上限数が撤廃され、各市の状況に応じて定数を決定することが可能となった。

議員定数は市民の関心が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要があることから、議長から諮問されたものである。

議員定数の在り方については、平成22年に代表者会議で協議した結果、全会派一致で現状維持の28人とするよう「議員定数の在り方に関する検討結果について」の報告書(平成22年11月報告)が議長宛て提出された。

平成26年には、議会改革検討委員会を設置し、定数は28人とすべきとの答申が議長宛て提出された。

平成30年には、議会改革推進委員会を設置し、改めて議員定数について検討を行い、様々な視点から慎重に協議を実施した結果、定数は減らすべきと増やすべきとの両論併記の答申が議長宛て提出された。同年12月18日の本会議における採決の結果、定数を27人とする「小田原市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が可決され、現在に至っている。

このような経緯を踏まえ、再度、本市議会を取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮し、多角的な視点から検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

ア 住民代表機能の維持

- ・特になし

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

- ・特になし

ウ これまでの削減実績

- ・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

- ・特になし

(第5回委員会)

ア 住民代表機能の維持

【定数増とする意見】

- ・撤廃こそされたが、法定定数からすると本市議会の定数は34名となるので、7名も不足している。かつての法定定数の考え方は、人口と面積から導き出したもので、理にかなったものであった。民意を吸い上げ、それを実現化していくためには、必要な人数を確保すべきで、かつての法定定数の考え方は今にも通じると考えている。「第9回全国市議会議長会研究フォーラム in 岡山（平成26年8月開催）」でのパネリストであった林宜嗣関西学院大学経済学部教授の資料での標準的な議員定数の計算式でも、人口と面積から定数が導き出されている。この計算式によると、本市議会の定数は29名となり、2名不足している。

【現状維持とする意見】

- ・「定数減」、「定数増」、「現状維持」のいずれも、どれも明確な理由づけができないがゆえに「現状維持」。今まで本市議会が定数を減らしてきたのは、全国的な流れの中で他の議会が減らしてきているからという流れの中だと感じている。現在の定数が多すぎるという意見も少なすぎるという意見も明確な理由がないことを考えると、意外と妥当なのではないか。

【定数減とする意見】

- ・原則として、議員定数は「減らすべき」と考えている。市民からも、議員定数が多いのではないかという意見が多くある。

【その他の意見】

- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。住民代表機能を維持していく必要があるため、現状の定数を維持という考え方もあるが、1名減となってもそれはできるのではないかという考え方もある
- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。「現状維持とすべき」とした意見としては、議会は市民の多様な意見を吸収して様々な立場や視点からの議論が求められていることから、定数は削減すべきでない。また、本市が人口20万人都市を目指している中で、定数削減は時宜を得ていない。一方で、「減らすべき」としたところは、多様な意見の集約は、今や市民参加や市民アンケートなどの活用で、より広範で確実に市民の声を吸い上げることができる。

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

【定数増とする意見】

- ・議会は二元代表制の下で、切実な市民要望の実現のために市政の監視機能とその権能を発揮するために、議員の人数の確保は必須だと思う。定数を削減したのでは、市民要望に応えられないということになりかねない。

【現状維持とする意見】

- ・特になし

【定数減とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。「現状維持とすべき」としては、議会の監視機能や政策提言機能とともに、政策立案機能を低下させてしまうのではないかという意見があり、「減らすべき」としては、政策提言機能

については、現在検討している「議員提案政策条例の体制づくりについて」の策定支援体制によって、強化を図れるのではないかという意見があった。

ウ これまでの削減実績

- ・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

【定数増とする意見】

- ・特になし

【現状維持とする意見】

- ・特になし

【定数減とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。人口割で考えると、人口25万人の平塚市の定数が26人、人口24万人の茅ヶ崎市の定数が28人、本市は現在、人口19万人を下回っている状況にある。しかし、土地がとても広く、その広い範囲を少ない人数で受け持つことは大変という考えもある。人口は少しずつ減ってきてはいるが、本市は人口20万人都市を目指しており、また、前回3年前の改選時に1名減になったばかりである。
- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。「現状維持とすべき」としては、そもそも類似都市の定数が適正であるとの指標も確証も何もないので、類似都市と比較する必要性は乏しいのではないかという意見があり、「減らすべき」としては、議員1人当たりの人口は本市が約7,000人。類似都市の平均が約8,000人ということで、1,000人の差がある。これを類似都市並みにすると、1人の削減では数字的には合わないという意見があった。

- ・「現状維持」と「定数減」との「両論併記」である。全国的な見地から見ると、定数状況は妥当であるという意見があり、「定数減」という意見は若干名であった。

(第6回委員会)

ア 住民代表機能の維持

【定数増とする意見】

- ・特になし

【現状維持とする意見】

- ・前は、「現状維持」と「定数減」の「両論併記」としていたが、会派に持ち帰って協議をした結果、「現状維持」となった。

【定数減とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・特になし

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

- ・特になし

ウ これまでの削減実績

- ・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

- ・特になし

(第7回委員会)

ア 住民代表機能の維持

【定数増とする意見】

- ・特になし

【現状維持とする意見】

- ・前は、「現状維持」と「定数減」の「両論併記」としていたが、どちらかにしていかないといけないという中で、会派で協議をした。どちらにも意義があると思うが、3年前に1名の定数減をしたばかりであるため、今回は「現状維持」とすべき。

【定数減とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・特になし

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

- ・特になし

ウ これまでの削減実績

- ・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

- ・特になし

(第8回委員会)

ア 住民代表機能の維持

【定数増とする意見】

- ・これまでも一部述べてきているが、林宜嗣関西学院大学経済学部教授の標準的な議員定数の計算式からすると、小田原市議会の定数は29名であり、2名少ないというのが現状である。そこで2名増やすということで「定数増」との意

見である。二元代表制の下、定数減という考えは持ち合わせていない。

【現状維持とする意見】

- ・特になし

【定数減とする意見】

- ・「定数減」と考えているが、皆様の同意がなければいけないことであるので、必ずしもこれを固持するわけではない。

【その他の意見】

- ・会派では、「現状維持」と「定数減」の「両論併記」という結論にはなったが、結果としては、大勢に委ねるということになった。

イ 執行部に対する監視機能・政策提言機能の強化

- ・特になし

ウ これまでの削減実績

- ・特になし

エ 類似都市との比較による妥当性

- ・特になし

(3) 検討結果

定数増とする意見や定数減とする意見もあったが、現状維持とする意見が多数であったこと、また、大勢順応という意見や定数減を固持するものではないという意見もあったことから、現状維持とするとの結論に至った。

検討項目 ③ 議員提案政策条例の体制づくりについて

(1) 現在に至るまでの経緯等

議員提案の政策条例については、議員の議案提出権（団体意思）に基づき定数の1/2分の1以上（本市議会では3人以上）の連署をもって提案することはできるが、その実行性や議会全体としての考え方を整理していくため、その受皿となる体制づくりを協議する。他市議会では、全会派から委員を選出し、協議体を設置の上、議員提案の政策条例を議会全体として協議するスキームや、常任委員会で課題を所管事務調査として協議し、最終的に政策条例を提案するスキームがあることから、検討することとした。

（2）主な意見

（第4回委員会） ※調査票により各会派持ち帰りとした。

【必要とする意見】

- ・特になし

【不要とする意見】

- ・既存の常任委員会という協議の場があるので、そこで今後も積極的に協議を行っていくということに尽きる。過去、議員が提案した政策条例についても、活発な意見が出されて、最終的に本会議で可決になったということもある。この経緯や結果を否定するのではなく前向きな感じで捉えて、議員提案政策条例の体制が必要かどうかを今後も議論していく必要がある。

【その他の意見】

- ・今のルールの中で何が問題かというところがあまり見えない。何を協議すればよいか明確に見えてこない。条例提案と政策提案とは性質が別だと思うので、受皿が違うのではないか。それは別に考えなければいけないのではないか。
- ・事例、メリットやデメリットなど、何を求めていくかというものを明確にしていくべき。
- ・提案する前に調査研究をする体制をどうしていくか。条例という形で提案されたものをどう審議をしていくか。この区分を整理していく必要がある。
- ・支援体制づくりが是か非かを整理してから、具体的にどのように進めるかを議論したほうがよい。

(第5回委員会)

【必要とする意見】

- ・議員提案政策条例を考えるための土台をつくっていくために、体制づくりがあるならばよい。そして、条例策定に当たっての議会での議論を活発化させることで、それぞれの議員が住民のための立案能力を高めることにもつながると考える。
- ・地方分権の重要な柱の一つである住民自治の充実の観点から、地方議会のさらなる改革が求められている。議員提案政策条例は、市長とは異なった立場で政策立案を行うものであって、市民にとっては、複数の政策の選択肢が広がる。また、議員提案政策条例の制度設計の過程で、議会での議論が活発化して、議員相互の政策立案能力が高まることにもつながることから、条例づくりに当たっての支援体制はしっかり整備すべき。
- ・「必要」と記載したが、議員が政策条例をつくりたいと考えたときに、議員だけで条文作成をすることは非常に負担が大きく、困難があると思っているため、議会事務局内に一定の担当者を定めるなどして、政策条例策定の意向に対応できる窓口を設けることにしてはどうかという提案である。

【不要とする意見】

- ・現行でも3人の議員がいれば、議案提案権を行使できる。こうした今ある制度をしっかりと活用していくことが必要。議案提案権を行使すれば、各常任委員会にも付託がされるため、その常任委員会において、審査をすればよい。現行の制度を活用すべき。

【その他の意見】

- ・以前、議会事務局に調査担当係が設置されていたと記憶しているが、現在は廃止されている。この廃止に至った経緯について、まずは検証すべき。「必要」・「不要」の前にもう少し検討すべき。
- ・さらなる調査をすべき。いろいろな市に問い合わせをしたところ、体制をつくったはいいが、機能しないということが多々見受けられた。どのような仕組みであれば機能していくのか、そこまで深めた上で、この協議を考えるべきと思

っているので、今の段階で「必要」・「不要」というよりも、何が本当に必要なのかを検討していきたい。

(第6回委員会)

【必要とする意見】

- ・議員個人で条文作成をする労力や能力は、かなりハードルが高いのではないかと考えている。その部分を事務局にフォローしていただける体制をつくるという意味で「必要」である。事務局の中に、提案を受け付けるための一つの窓口をつくるという意味合いである。
- ・多様化している行政ニーズに答えていくための一つの方策として、議員提案政策条例を出そうとしたときに、そのスキルが十分備わっていないと思う。小田原市議会でも議員提案政策条例を提案していくために、その方法はいろいろあると思うが、何らかの方策を用いて議員が提案できるような体制づくりが必要不可欠ではないかと思う。
- ・過去に議員提案政策条例が提出されたときに、何回も委員会審査を繰り返したり、本会議でも結構な労力がかかったという歴史を聞いている。議員として議会として考えていくべき政策の受皿や体制づくりが必要ではないかと思う。

【不要とする意見】

- ・以前から述べているように、議員提案権の行使を行って、今ある制度をさらに十分に充実させていくということで「不要」とした。
- ・前は「その他」としていたが、会派に持ち帰って協議をした結果、「不要」となった。

【その他の意見】

- ・今のままでもできるはずである。必要や必要ではないという前に、何が足りないのかという部分をはっきりさせないと解決策を導けないため、「その他」とした。

(第7回委員会)

【必要とする意見】

- ・「必要」と認めてはいるが、組織体制が必要ということではない。必要に応じて、事務局の中で体制をつくっていただければ、用は足りると考える。

【不要とする意見】

- ・現行でも、議員個人ではなく議会として、その条例の必要性を判断しているし、調査や検討、市民や関係団体等への調査もしっかりとしている。また、今ある会議体、常任委員会等でも、会派を超えた意見交換や協議を行うことができる。さらに、本会議において、良いものは可決となるし、良くないものは否決となることは当然である。現行との差異がどこにあるのか分からない。

【その他の意見】

- ・特になし

(第8回委員会)

【必要とする意見】

- ・特になし

【不要とする意見】

- ・「不要」と記載したが、今後の中では「必要」と思っている。ただ、もう少し議論を重ねる必要があることから、現状としては「不要」である。

【その他の意見】

- ・「必要」としていたが、「その他」と変更した。何らかの体制を置くほうが望ましいと思っていたが、常設で置く必要もないだろうと思っており、その条例の必要性が出たときに、事務局のほうで窓口として対応していただくシステムがあれば、それで足りるという考えである。

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、現時点では不要との結論に至っ

た。しかしながら、今後の情勢により、必要性が生じた際には、協議をすべきである。

検討項目 ④ 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）

（１）現在に至るまでの経緯等

政務活動費については、地方自治法の規定に基づき、本市議会議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、議員に対し交付することが条例で定められている。このことは、市民の負託を受けた議員が適切に任務を遂行するために定められたものだが、市民の関心度が高く、説明責任を果たすことが重要であり、本市議会としての考え方を示す必要がある。

そこで、現在のところ、明確な按分率や上限額の定めがない「インターネット回線利用料」及び「コピー機リース代」について、検討することとした。

（２）主な意見

（第４回委員会） ※調査票により各党派持ち帰りとした。

○インターネット回線利用料

【按分率の設定は必要とする意見】

- ・自宅でインターネット回線を利用している方は、「政務活動以外の活動」での使用の可能性が生じるので、５０％等の按分率を設定することは致し方ない。

○コピー機リース代

【按分率の設定は不要とする意見】

- ・プリンターや複合機を「政務活動以外の活動」に使用している方は少ないのではないかと。また、プリンター等を購入した費用は１００％計上することができるのに、リースの場合は按分するというのは理解できない。

（第５回委員会）

○インターネット回線利用料

【按分率の設定は必要とする意見】

- ・公私での利用が入り混じる可能性があるため、按分率を定めていく必要性があ

る。

- ・今まで、政務活動費に計上したりしなかったりと曖昧な部分があったので、ここで明確になるとよい。インターネット回線利用料は電話料金と同じく必需なものであるので、堂々と政務活動費に計上することができるように按分率の設定が必要である。
- ・電話料金やガソリン代に準じて按分率の設定が必要である。
- ・タブレット端末の導入により、インターネット回線利用料は必要経費になることから、按分率は設定しないほうがよいと考えるが、自宅にインターネット環境を整備することによって、私的に利用する部分との分離ができないところもある。その点を考慮すると、50%までの按分率を設定するという他の会派の意見と折り合うことは可能である。

【按分率の設定は不要とする意見】

- ・本年度にタブレット端末が導入される予定となっている。その利用状況やルール等を踏まえて再度検討すべきと考えるため、当面の間、インターネット回線利用料における按分率の設定は必要ない。
- ・パソコンを購入した費用は100%計上することができるのに、リース代だけ按分するというのは理解できない。また、現行の規定でも「政務活動」と「政務活動以外の活動」の割合を説明できない場合には、半分は自費とすることになっている。よって、按分率の設定は必要ない。

【上限額の設定は必要とする意見】

- ・按分率の設定は無しで、上限額は「1万円」とした。これは大方の人が1万円以内に収まると考えたからである。按分率が50%と決定しても、上限額は1万円の設定のままでよいと考えているが、協議の中で決定していきたい。

【上限額の設定は不要とする意見】

- ・政務活動費の総額範囲内であれば、議員個人の責任の下、活用していくことはよいと考えるため、上限額は設定しない。
- ・調査票には、「上限額1万円」と記入したが、他の会派の意見を伺ったところ、1万円もかからないと思われるので、「上限額なし」でも構わない。

- ・按分率と同じく、タブレット端末の利用状況やルール等を踏まえて再度検討すべきと考えるため、当面の間、上限額の設定は必要ない。
- ・上限額1万円との意見であったが、それ以外でも構わない。大勢順応である。
- ・必要経費であれば、上限額を設定する必要はない。

○コピー機リース代

【按分率の設定は必要とする意見】

- ・公私での利用が入り混じる可能性があるため、按分率を定めていく必要性がある。
- ・今まで、政務活動費に計上したりしなかったりと曖昧な部分があったので、ここで明確になるとよい。
- ・コピー機リース代は按分率50%の設定が必要。
- ・コピー機リース代の按分率設定は必要。具体的な按分率は50%。
- ・コピー機リース代も、他の経費と同様に「政務活動の範囲内」が原則である。

【按分率の設定は不要とする意見】

- ・必要であれば、正々堂々と計上すればよい。購入は全額計上できて、リースは按分とする理由が理解できない。購入した場合に50%しか計上できないというルールがあるのであれば、リースは按分でもよいと思っている。協議の結果、「按分」とするのであれば、それでも構わないが、今後、議会として政務活動費の取扱いを理論的に整理し、しっかり統一していくべきと意見を申し述べる。

【上限額の設定は必要とする意見】

- ・コピー機能がある印刷機やプリンターを利用していく前提ではあるが、節減を図ることで、5000円で大方の方が収まると考えるため、「上限額5000円」との提案をした。

【上限額の設定は不要とする意見】

- ・政務活動費の総額範囲内であれば、議員個人の責任の下、活用していくことはよいと考えるため、上限額は設定しない。

- ・按分が決定したため、今後は、個人の計上の仕方次第だと思う。調査票には、「上限額 1 万円」と記入したが、他の会派の意見に寄り添うことも可能である。
- ・相場からすると、1 万円を超えるリース代になることは考えにくいいため、上限額は設定しない。
- ・「上限額 1 万円」と記入したが、大勢順応である。ここで決定したほうがよい。
- ・最新の複合機であれば、リース代は月額 2 万円を超える。現在上限額が設定されている携帯電話料金とガソリン代も、最初は上限額を設定していなかったが、とてつもない金額を計上される方が出てきたために、上限額を設定したという経緯がある。コピー機リース代も、とりあえず上限額は設定しないでよい。

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、インターネット回線利用料及びコピー機リース代ともに、按分率設定は「有」。按分率は「50%」、上限額設定は「無」との結論に至った。

検討項目 ⑤ 委員会におけるオンライン会議の導入について

(1) 現在に至るまでの経緯等

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（令和 2 年 4 月 30 日付け総務省行政局行政課長通知）」もあり、市町村議会におけるオンライン委員会が急速に広がりつつある。

そこで、大規模な災害の発生、感染症の蔓延等、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催できるようにする必要があるとの考えから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第 4 回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

【準備を進めるべきとする意見】

- ・大規模な災害の発生に限らず、感染症の蔓延等による都市のロックダウンも考えられる状況下において、議会が動けないという事態を避けるためにも、準備を進めることは重要である。
- ・いざというときに必要な備えは大事である。
- ・感染症に限らず、災害、その他の個人的な理由により出席できないような場合においても、オンラインであれば参加することができるということであれば、必要と考える。
- ・準備を進めることは必要であると考ええる。
- ・準備を進めることには賛成であるが、大規模災害発生時の通信環境の状態、議員傍聴や一般傍聴への対応といった課題もある。そういった課題の整理も含めて準備を進めるべきである。

【準備を進めるべきでないとする意見】

- ・大規模災害の場合、通信環境がふくそう状態になることも十分あり得る中、オンライン会議を導入することができるという確信を持つことができない。また、全国市議会議長会が、オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまでも例外的なものである上、地方自治法の改正によるものではないため、改正は時期尚早であるとの見解を示されたことも踏まえ、時期尚早であると考ええる。

(3) 検討結果

準備を進めるべきでないとの意見もあったが、準備を進めるべきとの意見が多数であったことから、重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めるべきであるとの結論に至った。

検討項目 ⑥ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

(1) 現在に至るまでの経緯等

本市議会では、原則として「一括質問・一括答弁方式」を採用している。例外として、本会議における一般質問の2回目以降の質問、予算特別委員会における質疑及び総括質疑の2回目以降、決算特別委員会における総括質疑の2回目以降のみ「一問一答方式」も可能としている。「一括質問・一括答弁方式」は、まとめて質問するため、質問全体の趣旨が分かりやすい反面、答弁もまとめて一斉に行われるため、質問と答弁との関連性が分かりにくいという難点がある。一方、「一問一答方式」は、案件に対する疑問点を一つずつ取り上げ、納得いくまで質疑、答弁を繰り返す対話方式になることから、論点・争点が分かりやすく、深く掘り下げた審議・議論も可能となる。

市民に開かれた議会、より分かりやすい議会を目指し、また議会での議論の活性化を図るため、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※次回以降に協議を開始することとした。

(第5回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

(第6回委員会)

【必要とする意見】

- ・委員会における一問一答方式の導入は、より分かりやすくなるため、必要だと思う。その反面、審査時間の圧迫や時間の先行きが見えなくなるという懸念もある。
- ・委員会における一問一答方式は導入すべきだと思うが、文書質問制度と併せて導入すべきである。時間がかかるというデメリットもあるため、それを解決するための一つの方法として文書質問制度を併用し、時間を見出していく。そのことによって、より審査が充実するというメリットも生まれてくると思う。
- ・議案関連質疑は現状3回以内という条件があるため、その範囲の中であれば、一問一答方式を採用してもよいと考える。委員会における一問一答方式についても導入していったほうがよいと考えるが、時間制限がないため、各委員の努

力で必要最低限で簡潔な質疑に努めるべきである。

【不要とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・特になし

(第7回委員会)

- ・正副委員長案として、本会議（議案関連質疑）及び委員会での一問一答方式の採用については、現在の一般質問と同様に、1回目は一括質問一括答弁方式、2回目以降は一問一答方式でも一括質問一括答弁方式のどちらでもよいこととしてはいかがかとの提案があった。

(第8回委員会)

【必要とする意見】

- ・正副委員長のお考えのとおりでよい。
- ・正副委員長案でよい。
- ・一問一答方式は本会議の一般質問と同様の形式で行うという正副委員長案でよい。
- ・議案関連質疑は現行どおりとするが、大勢順応という意見もあった。委員会における一問一答方式は本会議の一般質問と同様の形式でよい。
- ・一問一答方式については、正副委員長案のとおりで了承している。
- ・会派で議論を重ねた結果、本会議においても委員会においても、一問一答方式を導入すべきとなったので、正副委員長案に賛成である。

【不要とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・特になし

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、本会議（議案関連質疑）及び委員会のどちらにおいても、現状の本会議における一般質問に準ずる形で行うとの結論に至った。

検討項目 ⑦ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

(1) 現在に至るまでの経緯等

混迷する社会情勢や市民の多様で高度化した行政ニーズを背景に、報告事項が従前と比較して、あらゆる分野に広がっており、それに伴い質疑時間が増長するなどして会議時間が長引いている。議論を尽くすことは、議会の重要な役割ではあるが、非効率な会議運営によって、周囲が空虚感や不快感を抱き、それが議会への不信感につながってはならず。また、これまでも指摘されている、多くの職員の時間外を含む待機時間が増加していることにも、改めて目を向けなければならない。

本制度を採用することにより、合理的で効率的な委員会運営が可能となり、議会基本条例で標榜する「市民にとって分かりやすい議会の運営」の実現に結びつくとともに、執行部の議会に対する、より積極的な情報提供を喚起させる効果も生まれることから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※次回以降に協議を開始することとした。

(第5回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

(第6回委員会)

【必要とする意見】

- ・委員会における一問一答方式の導入と併せて、文書質問制度を導入すべきである。対象とすべきものは重要事項以外のものである。重要事項はとにかく文書質問の対象とはしないで、委員会の中で質疑答弁することが大前提である。2つの委員会にまたがるような案件で、それが重要事項でない場合は、文書質問制度を活用すれば、執行部から明確な答弁が来るというメリットもあると思う。ほかには、公社等の経営状況報告についても、文書質問制度で解決できる部分があると思う。とにかく委員会の会議時間が短縮できるため、その分を審査の充実に充てることできる。

【不要とする意見】

- ・文書質問制度は非常によい提案だと思うが、現実として、審議中に質問したいことも出てくる。文書質問制度とすると、縛りがきつくなってしまう気がしたため、「不要」とした。

【その他の意見】

- ・特になし

(第7回委員会)

【必要とする意見】

- ・委員会における一問一答方式の導入のために、文書質問制度の採用が必要である。委員会における議案審査や重要事項等の審議に要する適切な時間を確保するため、また、委員会の会議時間の効率化、短縮化のための一つの方策として、外郭団体の経営状況等に関する報告を対象に、試験的に文書質問制度を導入してはいかがか。

【不要とする意見】

- ・特になし

【その他の意見】

- ・特になし

(第8回委員会)

【必要とする意見】

- ・4つの公社等の経営状況の報告に関して試行していく。

【不要とする意見】

- ・公社等の経営状況報告に対しても、委員会で自分も含めてほかの委員の方が質問することによって、問題意識への理解が深まるということもある。そうしたことから、文書質問制度の導入には反対である。
- ・会派の意見としては、文書質問制度は一応反対ということで「不要」ということになったが、大勢順応としたい。
- ・文書質問制度については、これまでの意見から変更はなく「不要」である。

【その他の意見】

- ・これまでの意見から変更はなく、「時期尚早」と考える。
- ・前回は「不要」としたが、今回は「時期尚早」とした。また試験的に行うことには賛成である。

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、不要（導入しない）との結論に至った。

検討項目 ⑧ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

(1) 現在に至るまでの経緯等

議案が多くあり、かつ報告案件も多いときは、報告案件だけでも次の日に回すなどして、開会中の審査の充実を図るとともに、委員会の報告事項を十分時間を取って審査するため、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※次回以降に協議を開始することとした。

(第5回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

(第6回委員会)

- ・特になし

(第7回委員会)

- ・特になし

(第8回委員会)

※この検討項目については、一つの結論に方向づけるのではなく、各会派からの様々な意見を答申することを決定した。各会派からの意見は次のとおり。

- ・しっかり時間を取り、審査を行う必要がある。議案等の分量が多いときは、後日に回し審査すべき。
- ・件数と内容により時間がかかるが、説明を聞いて理解が深まるため、報告事項の審査時間は今までどおり必要と考える。
- ・委員会における報告事項の審査時間については、特段の不足を感じていない。
- ・現行において、委員会の運営は委員長の裁量に任せられている。委員会への報告事項の精査、開会時間の設定により、審査時間は確保できる。
- ・報告事項に関連した必要最低限で簡素な質疑答弁の徹底に努める。
- ・現状でよい。

検討項目 ⑨ 陳情の取扱いについて

(1) 現在に至るまでの経緯等

議会運営委員会で協議した際に、ひとまず協議を終結して、陳情の取扱いについては、それぞれで研究、検討していただき、改めて協議の場を設けるとの結論がなされ、現在に至っていることから、検討することとした。

(2) 主な意見

(第4回委員会) ※次回以降に協議を開始することとした。

(第5回委員会) ※調査票により各会派持ち帰りとした。

(第6回委員会)

【審査をしない基準として追加すべきという意見】

- ・陳情は大事なことであるが、結構時間がかかるという実感がある。市の事務に関係するしないということを国民の立場と市民の立場で考えると、分けていくことはとても難しいと思う。どこかで線引きをすればしたら、提出者が県外の方であったり、市内に住んでいない方であったり、また、毎回同じ内容で変化が見られないものは、今後、参考配付でもよいのではないかと思う。
- ・陳情の取扱いについては、市民の願いや思いを市政に反映する手段となるものに限定をすべきである。ただ、国、県等への意見書提出を求める陳情については、良好な市民生活に資すると思われるものは審査する等のただし書きを付すべきである。
- ・「市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの」や「国の専管事項及び神奈川県内の権限に属するもの。ただし、市民生活に直結するもので、国、県等への意見書提出を求める陳情を除く」、また、「同一内容のもの」については、本当に審議が必要なのかどうか協議する必要がある。
- ・陳情は参考配付でよい。請願という制度があるのだから、請願で提出してもらえばよい。

【審査をしない基準として追加すべきではないという意見】

- ・市の事務以外であっても、国、県等への意見書提出であっても、市外在住者の方であっても、大体大方、小田原市民に関係のないものはない。基本的に陳情者の立場に立ったならば、現行どおりきちんと審査を行っていくことが必要である。また、「同一内容のもの」についても、陳情者にとっては陳情の内容がかなうまで何度も陳情することは当然であるため、現行どおりとする。
- ・現行どおりとすべきである。

【その他の意見】

- ・特になし

(第7回委員会)

【審査をしない基準として追加すべきという意見】

- ・特になし

【審査をしない基準として追加すべきではないという意見】

- ・「採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの」とあるが、陳情者にとっては、ほんの少しでも進展があるだけで、非常に大きな進展だと受け止める方もいらっしゃる。陳情や請願というのは、そういうものだと思っている。また、その後の状況に特段の変化がないと、どなたが認めるのかということ非常に疑問に思う。

【その他の意見】

- ・特になし

(第8回委員会)

【審査をしない基準として追加すべきという意見】

- ・特になし

【審査をしない基準として追加すべきではないという意見】

- ・追加すべきではないという意見ではあるが、大勢順応である。
- ・「国、県等への意見書提出を求める陳情」とあるが、国政を変えていかなければ、市民生活の様子も市政も変わっていかない。だから、国に対して、県に対して、意見書を提出するわけである。そういったところを皆さんにも御理解いただきたい。
- ・過去に県外の方から何十本も陳情が提出されたことがあるが、それは稀なことであって、度重なるということはあまり考えられない。県外であっても市外で

あっても、小田原の周囲に関わることも多くあるため、基準への追加を検討すべきではない。

【その他の意見】

- ・特になし

(3) 検討結果

各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、多数の意見があったことから、「提出者が県外のもの」及び「市外居住者からだけの提出によるもの」についてを、審査をしない基準として本市の陳情審査基準への追加を検討すべきとの結論に至った。

5. 議員定数の変遷及び近年における検討経緯

(単位：人)

選 出	法定定数 (法定上限数)	(減数条例による数) 条例定数
昭和16年3月～昭和46年4月	36	
昭和46年5月～昭和62年4月	40	(36)
昭和62年5月～平成3年4月	40	(32)
平成3年5月～平成7年4月	40	(32)
平成7年5月～平成11年4月①	40	(32)
平成11年5月～平成15年4月②	44	(32)
平成15年5月～平成19年4月③	(38)	30
平成19年5月～平成23年4月④	(34)	28
平成23年5月～平成27年4月⑤	平成23年8月地方自治法の改正により法定上限数の撤廃	28
平成27年5月～平成31年4月		28
令和元年5月～令和5年4月		27

① 平成9年9月～10年9月の検討

<検討の契機> 平成7年の国勢調査で20万人超により法定定数が40人から44人になったこと等

<検討形態> 議員定数検討委員会を設置：5回開催

<検討結果> 現状維持

② 平成13年9月～平成14年8月の検討

<検討の契機> 平成15年からの法改正で法定定数44人が上限数38人になること

<検討形態> 議員定数検討委員会を設置：8回開催

<検討結果> 2人減

<条例制定> 平成14年9月定例会に定数条例案2案（30人と32人）を上程
→ 30人案を可決

* 法改正により、これまでの減数条例ではなく新たに定数条例を制定

③ 平成17年8月～平成18年9月の検討

<検討の契機> 平成17年の国勢調査で20万人を下回ることが予測され、法定上限数が34人になること等

<検討形態> 議会改革検討委員会を設置：11回開催

<検討結果> 2人減、現状維持の両論併記

<条例制定> 平成18年12月定例会に条例改正案（2人減）を上程
→ 可否同数で議長裁決により可決

④ 平成22年6月～平成22年11月の検討

<検討の契機> 平成23年4月の統一地方選に向けて

<検討形態> 代表者会議：6回開催

<検討結果> 現状維持の28人とする

⑤ 平成26年6月～平成27年1月の検討

- <検討の契機> 平成27年4月の統一地方選に向けて
- <検討形態> 議会改革検討委員会を設置：9回開催
- <検討結果> 現状維持の28人とする

⑥ 平成30年6月～平成30年11月の検討

- <検討の契機> 平成31年4月の統一地方選に向けて
- <検討形態> 議会改革検討委員会を設置：8回開催
- <検討結果> 減らすべき、増やすべきの両論併記
- <条例制定> 平成30年12月定例会に条例改正案（1人減）を上程
→ 賛成多数により可決

6. 参考資料

< 別紙参照 >

- (1) 最終答申検討結果一覧・・・・・・・・・・別紙1

1 最終答申検討結果一覧

検討項目		結果
(1) 予算特別委員会現 地視察及び決算特 別委員会現地査察 のあり方について	ア 予算特別委員会現地視察	(ア) 原則として実施しないとの結論に至った。
	イ 決算特別委員会現地査察	(ア) 現行のまま(必須)との結論に至った。
(2) 議員定数について	—	(ア) 現状維持とするとの結論に至った。
(3) 議員提案政策条例 の体制づくりにつ いて	—	(ア) 現時点では不要との結論に至った。しかしながら、今後の情勢により、必要性が生じた際には、協議をすべきである。
(4) 政務活動費手引き の見直しについて (インターネット 回線利用料とコピ ー機リース代の按 分について)	ア インターネット回線利用料	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。
	イ コピー機リース代	(ア) 50%の按分率を設定し、上限額は設定しないとの結論に至った。

<p>(5) 委員会におけるオンライン会議の導入について</p>	<p>—</p>	<p>(ア) 重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めるべきとの結論に至った。</p>
<p>(6) 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について</p>	<p>—</p>	<p>(ア) 本会議における一問一答方式に準ずるとの結論に至った。</p>
<p>(7) 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）</p>	<p>—</p>	<p>(ア) 不要（導入しない）との結論に至った。</p>
<p>(8) 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について</p>	<p>—</p>	<p>※この検討項目については、一つの結論に方向づけるのではなく、各会派からの様々な意見を答申することを決定した。各会派からの意見は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり時間を取り、審査を行う必要性がある。議案等分量が多いときは、後日に回し審査すべき。 ・件数と内容により時間がかかるが、説明を聞いて理解が深まるため、報告事項の

		<p>審査時間は今までどおり必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会における報告事項の審査時間については、特段の不足を感じていない。 ・現行において、委員会の運営は委員長の裁量に任せられている。委員会への報告事項の精査、開会時間の設定により、審査時間は確保できる。 ・報告事項に関連した必要最低限で簡素な質疑答弁の徹底に努める。 ・現状でよい。
(9) 陳情の取扱いについて	—	<p>(ア)「提出者が県外のもの」及び「市外居住者からだけの提出によるもの」についてを、審査をしない基準として本市の陳情審査基準への追加を検討すべきとの結論に至った。</p>

小田原市議会事務局

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1761

FAX 0465-33-1760